

処分基準整理票

処 分 名	身体障害者の障害者支援施設等への入所等の措置の決定	
根拠法令名	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)	(条項) 第 18 条第 2 項
基準法令名	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)	(条項) 第 18 条第 2 項
所 管 部 署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係	
【処分基準】	・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
<p>障害者支援施設等への入所等の措置の決定は、身体障害者福祉法第 18 条第 2 項に該当する身体障害者であることを基準とする。</p>		
<p>参考</p> <p>【根拠法令】身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) (障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第十八条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p>2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p> <p>【基準法令】根拠法令に同じ</p>		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。